

修正液や修正テープは使えません。

記入要領が不明な場合には、空欄のまま、窓口にてご相談ください。

出生届

令和 年 月 日 届出

在リトアニア日本国

大使 殿
~~領事~~

受理 令和 年 月 日 第 号	送付 令和 年 月 日 第 号					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 属	住 氏 票	通 知



男女別々の順番で、一番上の子は「長男／長女」です。「二男／二女」、「三男／三女」と続きます。

「氏」は、戸籍の筆頭者と同じ。

外国人の氏名表記は、ラストネーム（姓）とファーストネーム（名）の間に「・」を記入。ファーストネームとミドルネームの間に「・」や「,」は記入しない。

日本人については、「昭和、平成」などの元号で、外国人については西暦で記入。

子が生まれた日の父母の年齢を記入。

夜中の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。

本籍地は「2-2」などとハイフン（-）で略さずに、戸籍のとおり正確に記入して下さい。

押印は任意

押印は任意

(1) 生まれた子	子の氏名	が い む 氏 外務 太郎	父母との続き柄	☒ 嫡出子 (長男 ☒ 女 ☐ ☐ 嫡出でない子
(2) 生まれたとき	生まれたとき	令和 2 年 5 月 2 1 日	☐ 午前 ☒ 午後	0 時 2 1 分
(3) 生まれたところ	生まれたところ	リトアニア共和国ビリニュス郡ビリニュス市〇〇通り8番地 号	番地 号	
(4) 住 所	住 所	リトアニア共和国ビリニュス郡ビリニュス市チュルリョーニョ通り8番地 2b 号	番地 号	
(5) 生まれたとき	父母の氏名 生年月日 (子が生まれたときの年齢)	父 ペトライティス、ペトラスカス 1990 年 1 月 2 日 (満30歳)	母 外務 花子 平成 5 年 10 月 31 日 (満27歳)	
(6) 本籍及び国籍	本籍及び国籍	東京都千代田区霞ヶ関2丁目2番地番 筆頭者の氏名 外務 花子 父の国籍 リトアニア共和国 母の国籍 日本		
(7) 同居を始めたとき	同居を始めたとき	平成 30 年 3 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)		
(8) 子が生まれたときのおもな仕事	子が生まれたときのおもな仕事	☐ 1. 農業、または農業その他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自営業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐ 3. 企業・個人商店等(百公行は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯		
(9) 父母の職業	父母の職業	(国勢調査の年― 年―の4月1日から翌年3月31日までに子が生まれたときだけ書いてください) 父の職業 母の職業		
その他	その他	日本国籍を留保する 署名 外務 花子 印		
届出人	届出人	☒ 1. 父母 ☐ 2. 法定代理人() ☐ 3. 同居者 ☐ 4. 医師 ☐ 5. 助産師 ☐ 6. その他の立会者 ☐ 7. 公設所の長 住所 リトアニア共和国ビリニュス郡ビリニュス市チュルリョーニョ通り8番地 2b 号 本籍 東京都千代田区霞ヶ関2丁目2番地番 筆頭者の氏名 外務 花子 署名 外務 花子 印 平成 5 年 10 月 31 日生		

事件簿番号 (届出人の連絡先及び電話番号) Address: Ciurlionio g. 8-2B, Vilnius, 12345, Lithuania
Tel: +370 (5) 123 4567

現住所（郵送用）をアルファベットで記入して下さい（「住所」欄に日本語で記入した届出人住所と内容が一致するように記入）。